

埼玉県6次産業化推進連絡会議設置要綱

（設置）

第1条 農林漁業者等の6次産業化の取組を推進するため、埼玉県内の関係機関で構成する埼玉県6次産業化推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を含む6次産業化を推進するための戦略として、「農業の6次産業化を促進するための指針」を定める。

- (1) 農業及び6次産業化についての現状と課題
- (2) 6次産業化の取組方針
- (3) 6次産業化推進の成果目標
- (4) 本県の特徴を生かした6次産業化商品の開発及び販路開拓等の方向性
- (5) 6次産業化事業体の将来像
- (6) 6次産業化に取り組む農業者を支援する施策
- (7) 国等の支援施策の活用
- (8) 指針の効果検証及び見直しに関する取組
- (9) (1)から(8)までに掲げるもののほか6次産業化を推進するために必要な事項

2 前項のほか、連絡会議は、6次産業化の推進に必要な事項について情報を共有し、その取組について検討する。

（構成）

第3条 連絡会議は、別表に掲げる機関及び団体の職にある者をもって構成する。

2 議長は、埼玉県農林部農業ビジネス支援課を所管する農林部副部長を、副議長は埼玉県農林部農業ビジネス支援課長をもって充てる。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 連絡会議は、議長が招集し、主宰する。

2 議長は必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第5条 連絡会議の庶務は、埼玉県農林部農業ビジネス支援課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月15日から施行する。

この要綱は、平成30年12月13日から施行する。

この要綱は、令和元年12月20日から施行する。

この要綱は、令和4年3月3日から施行する。

別表（第3条関係）

関係機関等名称	職名
埼玉県	農林部副部長（農業ビジネス支援課所管）
埼玉県	農業ビジネス支援課長
埼玉県	産業労働部産業支援課長
関東農政局	経営・事業支援部地域食品・連携課長
関東経済産業局	産業部経営支援課長
関東財務局	理財部金融監督第一課長
埼玉県農業協同組合中央会	J A支援部農政対策担当次長
全国農業協同組合連合会埼玉県本部	営農支援部営農支援課長
埼玉県農業会議	専務理事
埼玉県森林組合連合会	事務局長
埼玉県商工会議所連合会	常務理事 事務局長
埼玉県商工会連合会	企業支援部長
埼玉県中小企業団体中央会	連携支援部長
埼玉県産業振興公社	経営支援部長
埼玉りそな銀行	法人部ビジネスプラザさいたま所長
武蔵野銀行	地域サポート部成長分野推進グループ主任
日本政策金融公庫さいたま支店	農林水産事業融資課長
埼玉県信用農業協同組合連合会	農業部長
埼玉縣信用金庫	地域創生部地域創生グループ部次長